

令和6年7月

生徒・保護者の皆さまへ

松阪高等学校通信制

学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応について

本校では、令和5年8月4日付けの県教育委員会からの通知により、学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応を行っているところですが、令和6年4月から、気温が著しく高くなり、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合、国から「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。

ついては、「熱中症特別警戒アラート」等の発表時の対応について、下記のとおりとします。

なお、スクーリング・テストに係る連絡については、すぐー等で行います。

記

1 「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応

熱中症特別警戒アラート（県内全ての観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が3.5以上になると予想）が発表された場合、次の方針に沿って対応を行う。

- (1) 原則として、休校
- (2) 「熱中症特別警戒アラート」発表地域内で実施する校外学習等の各種行事について、原則として、中止・延期
- (3) 「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合でも、学校が所在する地域の観測地点で暑さ指数（WBGT）3.5以上が予想される場合や、活動場所での実測で暑さ指数（WBGT）3.5以上となった場合は、アラートが発表された場合の方針に準じて対応を検討する。

2 「熱中症警戒アラート」発表時の対応

熱中症警戒アラート（県内いずれかの観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が3.3以上になると予想）が発表された場合、次の方針に沿って対応を行う。

- (1) 生徒に、普段以上の熱中症予防行動（こまめに水分・塩分補給、いつもより多めに休憩を取る、直射日光を避ける等）を取るよう呼びかける。
- (2) 校内の空調整備を適切に活用するなど、徹底した熱中症予防対策を取る。
- (3) 運動以外の活動について、活動前に活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、3.3以上となった場合は、活動場所や内容の変更を検討する。また、活動中も適宜、暑さ指数（WBGT）を実測し、確認を行う。（運動については、活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、3.1以上となった場合は、運動を中止し、活動場所等を変更する。）